福　監　第　59　号
平成 28 年 5 月 1 3 日

各 社会福祉法人代表者様

枚方市福祉部長

「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布・施行」及び「社会福祉法人会計基準の制定」について（通知）

日頃より、本市の福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、標記について、厚生労働省より下記文書により通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、各法人におかれましても通知の趣旨及び内容についてご理解いただき、適正な事務処理に努めていただきますようお願い申し上げます。
なお、関係資料につきましては、枚方市福祉指導監査課ホームページに登載しておりますのでご覧ください。

記

１　通知文書等

(1) 「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について」
（平成 28 年 3 月 31 日社援発 0331 第 40 号　厚生労働省社会・援護局長通知）

(2) 「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」
（平成 28 年 3 月 31 日社援発 0331 第 41 号　厚生労働省社会・援護局長通知）

(3) 「社会福祉法人会計基準」
（厚生労働省令第 79 号　平成 28 年 3 月 31 日付官報）

(4) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」
（平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号
３局長連名通知）

(5) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」
（平成 28 年 3 月 31 日雇児総発 0331 第 7 号、社援基発 0331 第 2 号、障障発 0331 第 2 号、老総発 0331 第 4 号　４課長連名通知）

２　主な内容

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化、介護人材の確保を推進するための取組の拡充、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等を行うため、社会福祉法等の一部が改正され、平成 29 年 4 月 1 日（一部は平成 28 年 4 月 1 日）から施行されます。
また社会福祉法人における会計処理については、これまで、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号）によりその取扱いが示されていましたが、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 44 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）が制定され、社会福祉法人が行う全ての事業に関する会計に適用されることになりました。

３　通知文書及び関係資料登載ＨＰアドレス

枚方市福祉部福祉指導監査課ホームページ
【社会福祉法人等への通知等】
http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/shafuku-top/tuutibunsho.html

枚方市福祉部福祉指導監査課
TEL　072－841－1467
FAX　072－841－1322
E-mail　fshidou@city.hirakata.osaka.jp